



11 住み続けられる
まちづくりを



12 つくる責任
つかう責任



令和8年度 弘前市

空き家活用リフォーム事業費補助金

市内の空き家を、リフォーム(リフォーム後の建築物が裏面に記載の省エネ化を満たすもの)し、地域コミュニティの維持・再生の用途に10年以上活用する(移住を含む)場合に、リフォーム費用の一部を補助します。

■申請受付期間

令和8年 **5** 月 **7** 日(木) ~ 令和8年 **12** 月 **28** 日(月)

※リフォーム工事及び報告書の提出は、令和9年1月29日(金)までに行う必要があります。

■申請受付件数

1 件(先着順。ただし、予算に残額がある場合は予算の範囲内で受付します。)

■申請可能な方

- ・空き家の所有者(相続人及び予定する者を含む)
- ・空き家の所有者から、空き家をリフォームし、10年以上地域コミュニティの維持・再生の用途に活用する同意を得た者
 - ※移住の場合は、弘前市外から空き家に移住し、空き家に住民票を置いて10年以上定住すること。
 - ※法人も申請可。

■地域コミュニティの維持・再生の用途

- ・宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設、移住のための住宅等
- <用途例> 町会集会所、子ども食堂、学生の勉強スペース、移住者用住宅、民泊

【裏面もご覧ください】

【お問い合わせ・申請先】

弘前市 建設部 建築指導課 空き家対策係

電話 0172-40-0522

■省エネ化（リフォーム後に次のいずれか2つ以上の措置がとられていること。
詳細はお問い合わせください。）

ア 開口部の断熱改修

イ 躯体の断熱改修

ウ エコ住宅設備の設置(以下のいずれかを設置するもの)

① 太陽熱利用システム

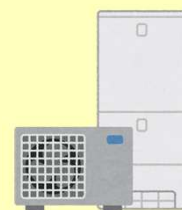
② 節水型トイレ

③ 高断熱浴槽

④ 高効率給湯器(ヒートポンプ給湯器(エコキュート)、
潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ)、潜熱回収型石油
給湯機(エコフィール)又は電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機
(ハイブリッド給湯機)のいずれか)

⑤ 節湯水栓

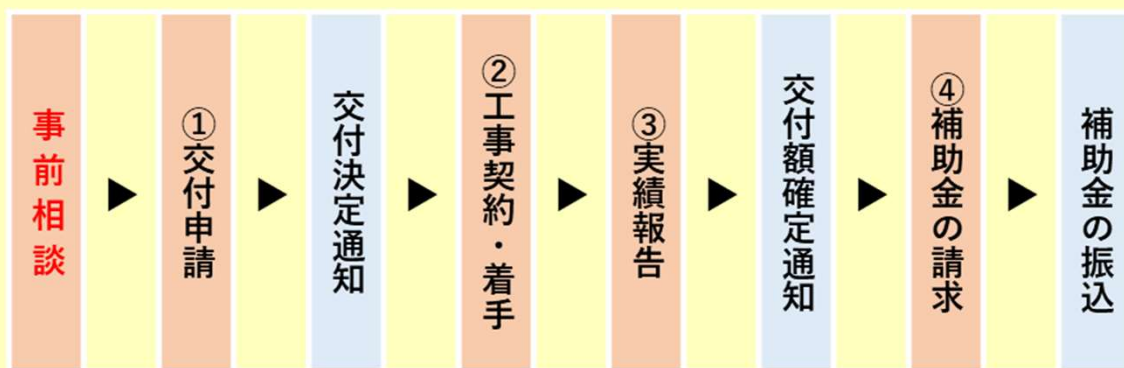
⑥ 蓄電池



■その他注意事項

- ・リフォームを行う業者は、市内業者(市内に本店を有するものに限る。)に限ります。
- ・補助金の交付決定前に、リフォーム工事の契約を締結した場合は、補助金の交付ができません。
- ・過去に本補助金の交付決定を受けた場合は、補助金の申請ができません。

〈手続きの流れ〉



※補助金の交付決定前に契約・着手した場合は、補助対象外となりますので、ご注意ください。

その他、条件がありますので、申請前に必ずご相談ください。

弘前市ホームページにも詳細を掲載していますのでご覧ください。



弘前市ホームページ



市政くらし



くらし



空き家対策



弘前市空き家活用リフォーム事業費補助金

【お問い合わせ・申請先】

弘前市 建設部 建築指導課 空き家対策係
電話 0172-40-0522